

広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和4年4月
県内投資促進課

1 広島県・市町 位置図



2 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、市町の助成金ページに飛びます)

市 町	条 件	県・市町を合わせた助成率	県・市町を合わせた限度額
広島市 【問合せ先】 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 【電話】 082-504-2241	(都市型サービス産業) ・情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業など ・圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者 50人以上) ・常用労働者 5人以上(中小企業は 2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で 5人以上(中小企業は 2人以上)増加 (本社機能の移転・拡充) ・広島県から地域再生法に基づく承認を受けること ・常用労働者 5人以上(中小企業は 2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で 5人以上(中小企業は 2人以上)増加	オフィス賃借料 10/10 3年間	各年度限度額 2,000万円
呉市 【問合せ先】 産業部 商工振興課 【電話】 0823-25-3310	① ソフトウェア業等誘致(情報通信業, コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象) ・事務所等を市内に新增設し, 新規従業者(呉市在住者)を 3人以上雇用 ② 本社機能の移転 ・東京 2-3区から本社機能を移転または, 市内事業所において本社機能を拡充し, 新規従業者(呉市在住者)を中小企業は 2人, 大企業は 5人以上雇用 ③ サテライトオフィス誘致 ・市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で, 常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等に限り)が 1人以上常駐	通信回線使用料 ① 10/10 5年間 ③ 10/10 3年間 雇用奨励金(市のみ) ①~③共通 一人あたり ・正社員 50万円 ・パートタイマー 20万円 設備取得費(市のみ) ①~③共通 1/2	各年度限度額 通信回線使用料 ① 2,000万円 ③ 200万円 雇用奨励金(市のみ) ①~③共通 限度額なし 設備取得費(市のみ) ① 2,000万円 ② 5,000万円 ② ③ 500万円
竹原市 【問合せ先】 総務企画部 産業振興課 【電話】 0846-22-7745	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンターに付随する事業等) ・新規雇用者 3人以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 200万円
三原市 【問合せ先】 経済部 商工振興課 【電話】 0848-67-6013	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業) ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役) 1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用 1/2 初年度のみ 備品購入費用	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用 50万円まで(市のみ) 備品購入費用

		1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	50万円まで(市のみ) 通信回線引込費用 5万円まで(市のみ) 自動車リース料 2万円/月まで(市のみ)
尾道市 【問合せ先】 産業部 商工課 【電話】 0848-38-9182	(情報サービス事業) ・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) (コールセンター業) ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上) (本社機能の移転 オフィス環境整備) オフィス移転等促進奨励金 ・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利用する事業者が1社以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金(市のみ) 1人当たり30万円 (オフィス移転等促進奨励金) (市のみ) ①本社機能移転で改修を行う場合 改修費用の1/2 オフィス賃借料等 及び通信回線使用料の1/2 ②本社機能移転で改修を行わない場合 オフィス賃借料等 及び通信回線使用料の1/2 ③オフィス環境整備の場合 改修費用の1/2	各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金(市のみ) 3,000万円 ①②③の場合それぞれ 250万円
福山市 【問合せ先】 経済部 企業誘致推進課 【電話】 084-928-1124	(情報サービス事業所) ・新設：従業員5人以上, 増設：新規雇用3人以上 (コールセンター) ・新設：従業員20人以上, 増設：新規雇用10人以上 (本社機能の移転) ・新設：従業員3人以上, 増設：新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり (家族を含む) 150万円(県100, 市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円
府中市 【問合せ先】 総務部 地域振興課 【電話】 0847-43-7118	(製造業の中で主として研究開発を行うもの, 情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業, 学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業) ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の事業継続 ・常時勤務する者の配置	初年度のみ ①～③合計の1/2 ①オフィス改修経費 ②通信回線導入経費 ③備品購入経費 ④～⑥: それぞれ10/10 ④オフィスの賃借料 ⑤通信回線使用料 ⑥通信システムの保守経費	①～③合計 100万円 ④～⑥合計 各年度限度額 200万円
三次市 【問合せ先】 産業振興部 商工観光課 【電話】 0824-62-6621	(情報サービス業, インターネット付随サービス業) ・従業員3人以上 (コールセンター業) ・従業員10人以上	オフィス賃借料 10/10 5年間 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用奨励金(市のみ) 1人当たり100万円	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計1,000万円 雇用奨励金(市のみ) 限度額なし
庄原市 【問合せ先】 企画振興部 商工観光課 【電話】 0824-73-1178	(情報通信業など) ・市内の建物等を活用し, 新たに拠点整備した者 ・市が有する超高速情報通信網を活用する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 自動車リース料 (市のみ) 1/2 3年間	各月限度額 オフィス賃借料 8万円 通信回線使用料 4万円 自動車リース料 (市のみ) 3.6万円
大竹市	—		

<p>東広島市</p> <p>【問合せ先】 産業部 産業振興課</p> <p>【電話】 082-420-0921</p>	<p>(研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、情報通信技術事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 1 人以上 ・5 年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 インシャルコスト(市のみ) 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 3/10 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 1000 万円 (インシャルコストを含む)</p>
<p>廿日市市</p> <p>【問合せ先】 環境産業部 産業振興課</p> <p>【電話】 0829-30-9140</p>	<p>(情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 1 人以上 ・3 年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 400 万円</p>
<p>安芸高田市</p> <p>【問合せ先】 産業部 商工観光課</p> <p>【電話】 0826-47-4024</p>	<p>(情報サービス事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に寄与する者 ・新規雇用常用労働者 1 人以上又は市内において 2 名以上の新規雇用をする企業 ・あじさいネットを活用 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 100 万円</p>
<p>江田島市</p> <p>【問合せ先】 企画部 政策推進課</p> <p>【電話】 0823-43-1631</p>	<p>業種：製造業(研究開発を行う部署など)、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 1 人以上または既存社員 1 人以上の江田島市への転入 ・3 年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 100 万円</p>
<p>府中町</p> <p>【問合せ先】 町民生活部 自治振興課</p> <p>【電話】 082-286-3128</p>	<p>①サテライトオフィスの開設 ②新規雇用常用労働者を 3 人以上有する事業所の開設(内 1 人以上は町内に居住するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②いずれも初めて町内に事業所を開設し 3 年以上業務を継続するものが対象 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各月限度額 オフィス賃借料・通信回線使用料 合計 10 万円</p>
海田町	—		
熊野町	—		
坂町	—		
安芸太田町	—		
北広島町	—		
大崎上島町	—		
世羅町	—		
神石高原町	—		

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。

■ 本社機能の移転・新設

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 移転助成	建物・ 設備・ 人材	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（※1）（特例措置あり） ○本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合（※3） ○以下の要件について、いずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・本社等に勤務する3人以上の常用雇用者を異動させ、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し1年以上継続）。 ・従業員4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人でも助成対象） ・従業員4人以上の企業が中山間地域への進出する場合。（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象） ・国内初立地（※4）の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。（1人以上の異動または新規雇用で助成対象） ○一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役などの経営者層の異動1,000万円<大企業>、最大500万円<中小企業>。規模により500万円もしくは200万円（※2） （家族の移住は、1人当たり100万円） ・県外から異動となる常用雇用者1人当たり100万円（家族を含む） ・初期コストの1/2（中山間地域は 2/3） 	合わせて 1億円
研究開発機能 拠点化助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※1）（特例措置あり） ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（国内初立地（※4）の外国企業の場合、1人） ○一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（※5） （県外から異動となる研究開発者の家族を含む） ・人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2・初期コストの1/2（中山間地域は 2/3） 	合わせて 1億円
			<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究関連費の1/2 	研究関連費 （3年間）500 万円/年

■ オフィス誘致

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしまオフィス プランニング助成 （短期プロジェクト 参加型）	賃料・ 使用料・ 設備	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> ○対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Camps セミナー登壇企業 ○県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること ○県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること ○1人でも助成対象 ○最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間） ◎ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2 ・コストの1/2 	合わせて 500万 円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	賃料・ 使用料		<ul style="list-style-type: none"> ○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（特例措置あり） ○市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料×市町と同率・同期間 通信回線使用料×市町と同率・同期間 	市町と 同額 市町と 同額

お問い合わせ先



広島県商工労働局 県内投資促進課

広島県 企業立地

検索

TEL 082-223-5151

E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp